

〈変動金利型定期預金（単利型）規定〉

1. （預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. （利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

② 中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第2条第5項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

なお、次のAまたはBの利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

(B) 1年以上3年未満 約定利率×50%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×20%

(B) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%

(C) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%

(D) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%

(E) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月現在)